Q&A

～奈良市介護資格取得支援事業～

〈対象について〉

Q1.	対象となる介護職員の定義は何ですか。
A1.	「介護職員」とは主たる業務として直接介護を行う従事者を言い、訪問介護員を含みます。
Q2.	非常勤の介護職員として勤務しているのですが、対象になりますか。
A2.	常勤・非常勤を問わず、対象要件を満たしていれば対象となります。ただし、派遣職員は対象外です。
Q3.	対象にならない職種には何がありますか。
A3.	ケアマネジャー、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、調理員、事務職員、送迎ドライバー、介護助手等が挙げられます。
Q4.	介護職員と対象にならない職種とを兼務している場合、対象にはならないのでしょうか。
A4.	上記の場合、勤務時間の5割を超える時間を介護職員として勤務していれば、対象となります。
Q5.	奈良市民ではないのですが、対象になりますか。
A5.	奈良市外にお住まいの方でも、対象要件を満たしていれば対象となります。
Q6.	通信講座でも対象になりますか。
A6.	都道府県の指定を受けた研修実施事業所が実施する講座であれば、通信講座も対象となります。
Q7.	介護サービス事業所での研修期間も勤務実績に含めることができますか。
A7.	実習、研修期間も含め、雇用期間は勤務実績に含めることが可能です。
Q8.	勤務開始後、３ヶ月以内に同じ法人の別の事業所に異動になった場合は、対象になりますか。
A8.	原則として、同一の事業所に３ヶ月以上継続して勤務していることを要件としていますが、法人内の市内事業所間の人事異動の場合等は認められる場合がありますので、ご相談ください。

Q9.	研修修了後に、厚生労働省（ハローワーク）が実施する「教育訓練給付金」（専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練）を受け取りました。この場合、対象になりますか。
A9.	「教育訓練給付金」の給付額と交付申請額を合計し、研修費用としてお支払いされた金額を超過していなければ対象になります。 従って、交付申請額は、研修費用としてお支払いされた金額から、「教育訓練給付金」を差し引いた金額を申請してください。
Q10.	研修終了後に、研修実施事業所からキャッシュバックがありました。この場合、対象になりますか。
A10.	キャッシュバックの原資が、国・県・市町村その他の機関から補助を受けたものでない場合は、対象になります。
Q11.	研修修了後に、法人（事業所）からお祝い金を受け取りました。この場合、対象になりますか。
A11.	お祝い金の原資が、国・県・市町村その他の機関から補助を受けたものでない場合は、対象になります。
Q12.	介護職員初任者研修と介護福祉士実務者研修のセットコースを受講したのですが、対象になりますか。
A12.	対象になります。ただし、申請に関する書類はそれぞれ作成し、別々に申請を行ってください。なお、領収書には、それぞれの研修についての費用の内訳が記載されている必要があります。
〈申請について〉	
Q13.	対象となる要件をすべて満たしていれば、必ず助成金を受け取ることができますか。
A13.	先着順で申請を受け付け、かつ対象要件をすべて満たしている場合に、給付金を交付します。予算の範囲を超えた場合は助成金の交付はできませんので、対象要件をすべて満たした方はお早めに申請してください。
Q14.	受講料等を銀行やコンビニで支払ったため、振込明細や振込受領書などしかない場合でも申請は可能ですか。
A14.	申請には研修実施事業所が発行する領収書の写しが必要です。なお、領収書は申請者本人が支払った研修の受講費・教材費であることが確認できるものとしてください。
Q15.	領収書を紛失してしまった場合はどうすればよいですか。
A15.	研修実施事業所に再発行を依頼してください。領収書の再発行ができず、支払証明書等の発行となる場合は、ご相談ください。
Q16.	受講料等をクレジットカード払いにしたため、領収書がありません。どうすればよいですか。
A16.	研修実施事業所から発行される「クレジット契約証明書」を領収書に代えることができますので、研修実施事業所にご相談ください。
Q17.	市町村民税の滞納がない旨を証明した納税証明書（写し）はどこで発行してもらえますか。また、税目や期間の指定はありますか。

A17.	奈良市内にお住まいの方は、奈良市市民税課や各センター、各出張所で発行が可能です。納税証明書には、少なくとも住民税（市県民税）に関する事項があれば結構です。発行可能な直近の一年度分の提出をお願いします。
Q18.	扶養内で市県民税が非課税であり、納税証明書が発行されない場合、どうすればよいですか。
A18.	非課税証明書（写し）の提出をお願いします。
〈その他〉	
Q19.	介護職員初任者研修の受講料等の助成を受けた後に、介護福祉士実務者研修の受講料等について助成を受けることができますか。
A19.	可能です。
Q20.	助成金は課税対象で、確定申告が必要ですか。
A20.	詳細については、お近くの税務署にご相談ください。なお、本市では、支給の際に、所得税の源泉徴収を行いません。